

組織内弁護士による所属組織の訴訟代理等及び照会請求等の受任に関する 倫理行動指針

日本組織内弁護士協会
2025年2月14日制定

第 1 はじめに

- (1) 本指針は、弁護士倫理の観点から、組織内弁護士が所属組織の訴訟代理等（訴訟事件の訴訟代理人及び非訟事件の事務代理人、これらに付随する相手方との交渉代理人としての職務を含む。以下同じ。）及び照会請求等（弁護士法第 23 条の 2 に基づく弁護士会照会、戸籍法第 10 条の 2 及び住民基本台帳法第 12 条の 3 に基づく職務上請求をいう。以下同じ。）を受任することの意義と問題点、受任を避けるべき事件、受任する場合に遵守することが望ましい事項などについて指針としてまとめたものである。
- (2) 本指針は、当協会として、現時点で相当と思われる一定の基準を示すことにより、所属組織の利益の保護を図るとともに、組織内弁護士の倫理に反するような事態を防止することを目的とするが、その適用においては、当該組織内弁護士の職務の内容や業務の実態、所属組織の事業、形態、利益相反の状況等を考慮して、個々具体的な事例に応じた適切な対応がなされるべきである。
- (3) 本指針は、国や地方自治体に所属する組織内弁護士が、指定代理人（法務大臣権限法第 5 条第 1 項、地方自治法第 153 条第 1 項）として訴訟代理を行う場合を対象としていない。
- (4) 本指針は、当会の会員のみならず、広く組織内弁護士一般に対して提供されるものである。

第 2 所属組織の訴訟代理等及び照会請求等を受任する意義と留意点

組織内弁護士が所属組織の関係する法的紛争を解決するため、自ら訴訟代理等を担当し、また、これに付随して照会請求等を行うことには、当該紛争の合理的で迅速な解決に資するほか、紛争処理のコスト管理やリスク管理、組織内弁護士を含む法務部門全体のスキルアップまたはサービスの向上など様々な意義があるものと考えられる。その一方で、組織内弁護士は、所属組織との間で雇用関係（役員の場合は役員としての委任関係）にあることから、法律事務の委任を中心とした記載となっている弁護士法や職務基本規程を適用するにあたって留意すべき点も存在する。また、これ以外にも、訴訟代理等や照会請求等の依頼人と

なる所属組織との関係や、実際の案件処理に関して、組織内弁護士として特に留意すべき点が存在する。

そこで、本指針では、以下、組織内弁護士が、所属組織に関連する訴訟代理等や照会請求等を受任する際に留意すべき事項について記載する。

第3 訴訟代理等を受任するか否かについて特に注意すべき案件

1. 総論

組織内弁護士による所属組織の訴訟代理等の受任は、一般的には、所属組織の役職員としての事務処理の一環として行われるものであり、このような受任について、組織内弁護士及び所属組織との間で法令上あるいは弁護士倫理上の問題を生じることが比較的少ない。しかし、事案によっては、利益相反（弁護士法第25条、弁護士職務基本規程（以下「職務基本規程」）第27条、28条）や非弁提携（弁護士法第72条）などの問題を生じることがある。

以下では、訴訟代理等を受任するか否かについて、弁護士法及び職務基本規程への適合性の観点から、特に注意すべき類型について具体的に示していく。

2. 前職において相手方の協議等を受けた案件

（1）自らが前職において相手方の協議等を受けた場合

弁護士は、職務基本規程第27条により、「職務を行い得ない事件」として、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件（第1号）、相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの（第2号）、公務員として職務上取り扱った事件（第4号）などについて、弁護士としての職務を行うことが禁止されている。

組織内弁護士も、前職（前々職等を含む、以下同じ。）において上記に該当する関与をしていた事件を取り扱うことができない。自らが訴訟代理人となることはもちろんのこと、所属組織の担当者として関与したり、現在の所属組織の他の組織内弁護士や弁護士ではない従業員に情報を提供したり、助言したりすることも行ってはならない。

（2）同じ組織に所属する他の組織内弁護士との関係

職務基本規程第57条は、訴訟代理等を行った弁護士自身だけでなく、同じ共同事務所に所属する他の弁護士についても、高度の情報遮断措置等の「職務の公正を保ち得る事由」がある場合を除いて、上記の職務基本規程第27条の各号に該当する事件の取扱いを禁止している。

組織内弁護士は、同じ組織に所属する他の組織内弁護士との間で「共同事務所」（職務基本規程第55条）を設置しているものではないから、共同事務所に関する規律を定めた職務基本規程第57条が直接適用されるものではないと考えら

れる。

しかし、これらの定め趣旨からすれば、職務基本規程第27条に該当する可能性のある事件を取り扱った組織内弁護士と同じ所属組織の別の組織内弁護士が当該事件に関する別の訴訟代理等としての職務を行う場合には、「職務の公正を保ち得る事由」を満たすために、執務エリアを分離し、当該事件に関する情報を共有しないといった高度の情報遮断措置等を講じることが望ましい。

3. 子会社（子法人）・グループ会社（グループ法人）の訴訟代理等の受任の適否

（1）概要

企業グループの中核親会社・法人（以下「親法人等」という。）に所属する組織内弁護士が、特定の事件において、所属組織の子会社・子法人やグループ会社・グループ法人（以下「グループ法人等」という。）の訴訟代理等を受任することがある。グループ全体の業務や法令等に精通した親法人等の組織内弁護士がグループ法人等の訴訟代理等を受任することは、紛争処理の合理的な選択肢の1つであると考えられる。

ただし、親法人等に所属する組織内弁護士が、グループ法人等の訴訟代理等を務めることの必要性・合理性・相当性については、親法人等及びグループ法人等のグループ組織内で、個別に検討されるべきである。また、親法人等に所属する組織内弁護士が、グループ法人等の訴訟代理等を受任するかどうかの判断や、実際の業務遂行に際しては、下記の利益相反や非弁提携とならないよう、十分な留意が必要である。

（2）利益相反の禁止（弁護士法第25条、職務基本規程第27条・28条）

親法人等とグループ法人等の間においては、法人格が異なる以上、利益相反関係が生じる可能性がある。従って、完全子会社（完全資本）の関係にあつて實際上利益相反を考慮せずに済むような場合を除き、少数株主が異なるなど親法人等とグループ法人等の間において利益相反が当初から顕在化している、又は、顕在化する可能性が高いと想定される事件については、原則として、親法人等に所属する組織内弁護士は、グループ法人等の訴訟代理等を受任することを避けることが望ましい。

同一の事件について、所属組織である親法人に加えて、グループ法人等が訴訟当事者となっている場合、組織内弁護士が双方の訴訟代理等を受任する場合は、仮に、親会社とグループ法人等の利益相反が顕在化した場合にはどうするのかを、両法人の関係者に明確に説明し、十分な合意を形成しておくべきである。利益相反の顕在化時の対応としては、特段の事情がない限り、直接の雇用関係・委任関係にある所属組織（複数の組織のポジションを兼務している場合は主たる

所属組織)の利益を優先する立場を取ることが望ましい。

グループ法人等のみが当事者となっている訴訟であっても、グループ法人等の主張・立証の内容が、親法人等の利益に反する可能性がある場合には、親法人等の組織内弁護士は、当該グループ法人等の訴訟代理等となることについて、上記に準じて取り扱うべきである。

組織内弁護士が、親法人及びグループ法人等の双方の訴訟代理等を受任し、事後的に親法人とグループ法人等との間で利益相反が判明した場合には、組織内弁護士は、どちらか一方の訴訟代理等を辞任することが望ましい。この場合には組織内弁護士の所属組織が親法人である場合には、組織内弁護士は所属組織の親法人の訴訟代理等を優先し、グループ法人等の訴訟代理等を辞任することが考えられる。

(3) 非弁提携の禁止(弁護士法第72条違反)

弁護士法第72条は、弁護士又は弁護士法人でない者が、報酬を得る目的で訴訟事件に関して法律事務を取り扱うことを禁止している。

この点、法務省大臣官房司法法制部が公表している「親子会社間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条」と題する指針においては、事件性・争訟性が認められない類型の法律事務(契約審査、コンプライアンス教育等)について、親子会社間で反復的かつ対価(有償)を伴う業務委託を行っても、当該親子会社の業務委託は、弁護士法72条違反とならない旨を示している。

これに対して、訴訟代理等に関する業務は、事件性・争訟性が認められることは明らかであるから、同指針を前提としても、親法人等に所属する組織内弁護士が、グループ法人等の訴訟代理等を務め、これに関して、グループ法人等から親法人等に対してグループ法人等の訴訟代理等の対価として組織内弁護士の報酬が支払われると、当該親法人及びグループ法人等の間の報酬支払行為は、弁護士法第72条違反となる可能性が高く、組織内弁護士も、このような当該親法人及びグループ法人等に成立する弁護士法第72条違反の行為を幫助していると認定される可能性があると思われる。そのため、名目の如何を問わず、グループ法人等から親法人等に対して、親法人等の組織内弁護士による訴訟代理等の対価が支払わないように留意するべきである。

グループ法人等が、親法人等の組織内弁護士個人に対する弁護士報酬を支払って訴訟代理等の委任を行うことは、組織内弁護士個人に対する有償の法律事務の委任に該当するため、グループ法人等から組織内弁護士個人に対する弁護士報酬の支払について、弁護士法72条違反の問題は生じないが、親法人等とグループ法人等の間に利益相反が顕在化した場合には、組織内弁護士は自らが所属する親法人等の利益を優先することが困難になりかねない。そのため、親法人等とグループ法人等の間に利益相反が発生する可能性がある場合には、前記の

とおり、親法人等の組織内弁護士は、原則としてグループ法人等からの訴訟代理等の受任を避けることが望ましいと考えられる。

また、利益相反が認められず組織内弁護士が上記のような訴訟代理等を受任できる場合であっても、報酬を得て受任する場合には、所属組織との関係では副業に該当するので、所属組織の就業規則に従い、手続きや条件を遵守して実施する必要がある。

4. 所属組織の役職員個人の訴訟代理等の受任に関する留意点

(1) 概要

組織内弁護士の所属組織の役職員がその業務執行に関して紛争当事者となった場合、合理的な理由がある場合には、組織内弁護士が当該役職員個人の訴訟代理等を受任することも紛争処理の選択肢の1つである。合理的な理由がある場合とは、例えば、①所属組織と当該役職員の間に関係が利害対立が存在せず、②当該役職員が訴訟等において適切な攻撃防御を行うことが所属組織にとっても必要であり、かつ、③所属組織の適切な業務執行であったにもかかわらず訴訟等の攻撃防御の負担（役職員の訴訟代理を行う弁護士の選任等を含む。）を役職員個人に負わせることが妥当ではない、といった事情がある場合などが考えられる。

ただし、上記の場合であっても、役職員個人から実際に訴訟代理等を受任するかどうかの判断や、実際の訴訟代理等の業務遂行に際しては、利益相反や非弁提携とならないよう、下記の点について十分な留意が必要である。

(2) 利益相反の禁止（弁護士法第25条、職務基本規程第27条・28条）

まず、所属組織と役職員個人との間で利益相反が当初から顕在化している、又は、顕在化する可能性が高いと想定される事件については、組織内弁護士は、原則として、役職員個人の訴訟代理等を受任すべきではない。

また、所属組織と役職員個人の間で利益相反関係が認められず、組織内弁護士が所属組織の業務として、役職員個人の訴訟代理等を受任しようとする場合は、役職員個人に対し、「役職員が組織内弁護士に伝えた情報はすべて所属組織に伝わり、所属組織の利益のために当該情報を用いることができること」、「利害の対立が顕在化した場合は、役職員個人の代理人を辞任すること」等を説明し、これらの説明について役職員個人からの同意を得られた場合にのみ受任することが考えられる。

(3) 非弁提携の禁止（弁護士法第72条違反）

組織内弁護士が役職員個人の訴訟代理等を受任する場合で、これに関して役職員個人から所属組織に対して組織内弁護士の役職員の訴訟代理等に関する業

務の対価として組織内弁護士の弁護士報酬が支払われると、前記の組織内弁護士によるグループ法人等の訴訟代理等に関して、グループ法人等から親法人に対して、グループ法人等の訴訟代理等の対価として弁護士報酬が支払われる場合と同様に、当該弁護士報酬を支払った役職員個人及び報酬を受領した所属組織の行為は、弁護士法第72条違反となる可能性が高い。そのため、組織内弁護士が、所属組織の職務の一環として、所属組織の役職員個人の訴訟代理等を受任する場合には、役職員個人から所属組織に対して、組織内弁護士の役職員個人のための訴訟代理等の対価を支払わせないこととすべきである。

役職員個人が、組織内弁護士に対して、役職員個人の訴訟代理等に関する報酬を支払うことについては弁護士法第72条違反とならないが、前記のとおり、組織内弁護士が所属組織以外から報酬を得て受任する場合には、所属組織との関係では副業に該当するので、所属組織の就業規則に従い、手続きや条件を遵守して実施する必要がある。

第4 照会請求等

1. 総論

照会請求等（前記のとおり弁護士会照会（弁護士法第23条の2）及び戸籍・住民票の職務上請求（戸籍法第10条の2第3項ないし第5項、住民基本台帳法第12条の3第2項ないし第9項）を言う。以下同じ。）は、訴訟等の準備行為として訴訟代理等のための資料・情報の収集ために行われることも多く、訴訟代理等と組み合わせることで組織内弁護士の業務の幅は更に広がる。以下、組織内弁護士が、所属組織の代理人として、照会請求等を行う際に特に留意すべき点について記載する。

2. 照会請求等の受任

（1）「受任する事件」「受任している事件又は事務」

弁護士会照会は「受任する事件」（弁護士法第23条の2）に関連して、職務上請求は「受任している事件又は事務」（戸籍法第10条の2、住民基本台帳法第12条の3）に関して行うことが必要であり、事件や事務の受任（正式に依頼・委任を受けること）を前提としない照会又は請求を行うことはできない。

組織内弁護士が、所属組織の代理人として照会申出書ないし職務上請求の用紙を作成する際にも当然に、受任している事件について必要な範囲で明確に記載し、事件や事務の受任を前提としていることを明らかにしなければならない。

また、組織内弁護士が照会請求等について所属組織から受任する場合には、上記の組織内弁護士の弁護士個人として受任する事件・事務の内容の明確化のほか、所属組織の業務としてその弁護士会照会・職務上請求を行うことが適切かについても留意が必要である。

組織内弁護士が、所属組織の業務として弁護士会照会・職務上請求を行う場合、所属組織からの「受任」の証跡のため、当該弁護士会照会・職務上請求を行うに当たって所属組織内の適式な決裁・稟議等の手続を経ていることが必要である。なお、後記の第5のとおり、組織内弁護士が訴訟代理人となる場合には、組織内弁護士及び所属組織の間で訴訟委任状を作成・締結して裁判所に提出することが民事訴訟規則上、必要となるが、弁護士会照会・職務上請求の場合には、個別の委任状の作成及び提出までは法律上、必要とされていないため、組織内弁護士が弁護士会照会・職務上請求を行うに当たって、所属組織と組織内弁護士で個別の委任状の作成までは行われなことが多い。

（２）職務上請求の用紙の使用と管理

組織内弁護士が、自己が取得した職務上請求の用紙の保管を所属組織の他の役職員に任せてしまうと、組織内弁護士の管理が及ばないところで職務上請求が行われる虞がある。職務上請求の用紙は、組織内弁護士が自己で厳重に管理し、必ず自らの管理下で職務上請求を行わなくてはならない。

3. 照会請求等により得られた情報の管理

弁護士会照会を定める弁護士法第23条の2は、照会により得られた情報の管理について定めていないが、照会の具体的手続を定める単位弁護士会の規則において、概ね、弁護士会照会により得られた情報を厳重に管理すること及び照会申出の目的以外に使用してはならないことが定められている。職務上請求により得られた情報の厳重な管理と目的外の利用の禁止についても、概ね単位弁護士会の規則で定められている。

組織内弁護士においても、自らが照会請求等を行って得られた情報については、目的外利用が発生しないように、当該組織内弁護士個人に帰属する情報として厳重に管理しなければならず、所属組織の他の役職員に照会請求等により得られた情報を開示する際には、相手方や第三者のプライバシー等を不当に侵害することが無いよう、制度利用の目的を達成するのに必要な場合に限り、かつ、所属組織の業務のために当該情報が必要な対象者にのみを被開示者として開示すべきである。また、被開示者が社内外の第三者に情報を不要に共有することがないよう「転送禁止」「厳秘」などの明示的な説明を添えることが望ましい。

なお、組織内弁護士が照会請求等を行った後に所属組織に対して上記の説明をしたのでは、所属組織から十分な理解を得られず、照会請求等により得られた情報を全て共有するように所属組織から求められる懸念もある。そのため、上記のような目的外使用禁止の制度の趣旨や、照会請求等に得られた情報は弁護士個人に帰属することなどについては、組織内弁護士は事前に所属組織に丁寧に説明し、理解が得られることを前提として制度を利用すべきである。

第5 委任契約書と訴訟委任状

職務基本規程第30条は、「顧問契約その他継続的な契約に基づくとき」を除き、訴訟代理等に際しては委任契約書を作成することを義務付けている。

組織内弁護士（役員である者を除く。）が、その業務の一環として所属組織の訴訟代理等（照会請求等を含む。）を受任する場合は、「顧問契約その他継続的な契約に基づくとき」に該当するため、訴訟代理等に関する委任契約書を作成する必要はないと解される。

ただし、①役員である組織内弁護士が訴訟代理等を受任する場合で役員と組織との間の委任契約に記載される役員としての職務に訴訟代理等が含まれていない場合、又は、②従業員である組織内弁護士が所属組織からの受任ではなくグループ法人等や役職員の訴訟代理等を受任する場合であって、組織内弁護士の職責や職務権限・所属組織とグループ法人等との間の契約内容等に鑑み、当該組織内弁護士の所属組織に対する職務の範囲内に、当該訴訟代理等が含まれていると解釈することが困難である場合などは、委任事務の内容を明確化するために、訴訟代理等に関する委任契約書を作成しておくことも考えられる。

また、訴訟委任状は、裁判所に対して、訴訟代理権を証明するために書面での提出が必要であるため（民事訴訟規則第23条）、組織内弁護士であっても訴訟委任状を作成し、裁判所に提出する必要がある。

以上